

(第一類 第五号)

第四百一十一回国会
衆議院

大蔵委員会議録第八号

(一三二)

平成九年十二月二日(火曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君

理事 坂井 隆憲君

理事 北側 一雄君

理事 池田 元久君

理事 飯島 忠義君

今村 雅弘君

河村 建夫君

小林 多門君

下地 幹郎君

砂田 圭佑君

田中 和徳君

戸井田 徹君

目片 信君

渡辺 喜美君

北脇 保之君

鈴木 淑夫君

並木 正芳君

村井 仁君

末松 義規君

佐々木憲昭君

上田 清司君

出席國務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣官房総務審議官 溝口善兵衛君

大蔵省証券局長 長野 彪士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省國際金融局長 黒田 東彦君

証券取引等監視委員会事務局長 堀田 隆夫君

委員外の出席者

参考人 (預金保険機構理事長) 松田 昇君

参考人 (日本銀行總裁) 松下 康雄君

大蔵委員会調査室長 藤井 保憲君

委員の異動

十二月二日

新任 將敬君

河井 克行君

杉浦 正健君

山中 貞則君

渡辺 喜美君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

河村 建夫君

戸井田 徹君

下地 幹郎君

園田 修光君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

杉浦 正健君

新井 將敬君

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

杉浦 正健君

新井 將敬君

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

杉浦 正健君

新井 將敬君

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

杉浦 正健君

新井 將敬君

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

杉浦 正健君

新井 將敬君

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

杉浦 正健君

新井 將敬君

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

杉浦 正健君

新井 將敬君

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

杉浦 正健君

新井 將敬君

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

杉浦 正健君

新井 將敬君

米田 建三君

松本 純君

下地 幹郎君

園田 修光君

戸井田 徹君

目片 信君

同日

同(中野正志君紹介)(第九五四号)
同(深谷隆司君紹介)(第九五五号)
同(藤本孝雄君紹介)(第九五六号)
同(増田敏男君紹介)(第九五七号)
同(柳沢伯夫君紹介)(第九五八号)
中小自営業者婦人の自家消費の税制等に関する
請願(佐々木陸海君紹介)(第九五九号)
同(東中光雄君紹介)(第九六〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件
預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出
第七号)

○村上委員長 これより会議を開きます。

この際、委員長から一言申し上げます。
今回の預金保険法改正案の提出に際し、国会の
立法権、審議権を軽視する面があったのではない
かという御指摘がございました。

大蔵委員長として、このような疑念、誤解を生
ぜしめないようにすることが妥当であると考えま
す。したがって、この際、委員長として、大蔵省
に対し、今後このような誤解を受けることがない
ように気をつけるよう、申し述べます。

内閣提出、預金保険法の一部を改正する法律案
を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大蔵大臣三塚博
君。

預金保険法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○三塚國務大臣 若干、一分ほど、閣議が延びて
遅刻しました。恐縮です。

ただいま議題となりました預金保険法の一部を
改正する法律案につきまして、提案の理由及びそ
の内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における我が国の金融環境の変化
に対応して、金融システム改革の制度的な環境整
備として、預金保険機構が行う資金援助の多様化
を図る等の措置を講ずることとして、本法律案を
提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明
申し上げます。

第一に、現行法で預金保険機構の資金援助の対
象とされている、健全な伝統金融機関による吸収
合併、営業譲り受け及び株式取得に加え、健全な
金融機関と破綻金融機関の新設合併についても、
新たに資金援助が可能となるよう所要の措置を講
ずることとしております。

第二に、平成十二年度末までの限定的措置とし
て、二以上の破綻金融機関の新設合併に対し、金
融機関の経営規律の低下を防止する観点から、厳
格な制度的歯止めを設けた上で、預金保険機構の
資金援助が可能となるよう所要の措置を講ずるこ
ととしております。

以上が、預金保険法の一部を改正する法律案の
提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。提案の理由説明といた
します。

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○村上委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行
総裁松下康雄君及び預金保険機構理事長松田昇君
の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○村上委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。中川正春君。
○中川(正)委員 おはようございます。新進党の
中川正春です。

この週末に地元の方に戻りまして、中小企業を
中心にしたそれぞれの企業が必死で頑張ってお
る、その現状をつぶさに見てまいりました。本当
に、ここで議論している緊張感以上に、それぞれ
の分野で頑張っておっていただく人たちの現状に
対する認識は非常に厳しいものがあるというこ
と、これを改めて感じて帰ってまいりました。

しかし、また一方で、それこそよく言われる、
タイドとかあるいは韓国とかで起こっているよ
うな、そうした現実の境なく行動するパターン
に日本の企業家の皆さん、そしてまた預金者の皆
さんが立ち至っていない、厳しいながらも自重し
ながら静かに見守っておつてくれる、その心情に
改めて我が国の健全性というか、その裏には、こ
れは昔は官僚の皆さん方に対するあるいは政治家
に対する信頼感の裏づけもあつてそれがなされて
いたということでもあります。しかし今に至つて
はそれが全く崩れている中にあつても、必死に見
守つておつていただくとその姿というものの対し
て、改めて私たち、私自身も含めて、これまでの
経済運営と政治、行政の日本のあり方をもう素直
に反省をし、ここで起死回生をやらなければ本当
に申しわけない、そんな気持ちでおる次第であ
ります。

その裏打ちというのは何かというと、やはり日
本のつくつていっているもの、私たちの社会のシス
テム、これはどういってもやはりいいものなんだ、
自信があるんだ、技術もここまですべてのそ
れから大丈夫なんだという、そうしたこれまでのそ
れぞれの努力に対するそれこそ確たる確信という
かそんなものなんだというこども、これもまた
改めて感じておる次第です。それだけに、これを
崩してはならぬ、これが本場に政治の政策の失敗
によつてそれこそものもくあみになつてはなら
ないということ、これを自覚していかなければな
らないことだと思つております。

そうした意味で、ちまたから聞こえてくるの
は、一つは経済対策であります。

これまでよく指摘がされたことでありますが、
たゞ重なる経済対策の失敗、一つは九兆円の増税
政策、もう一つは財政再建法によつて財政政策の
縛りをみずから政府がかけてしまったということ
に対して、将来に対する、それこそ沈んでいく、
縮んでいく経済対策が目に見えたということ。そ
れから、そのもう一つ裏にある金融機関の不良債
権、これをバブル以降先送りにしながらずっとそ
の傷を深く大きくしてきた。しかも、政府はそれ
に対して、特に大臣はそれに対して、不良債権は
確実に処理をされてきておると。それに発表され
た数字、これまで公表されたわけでありましたが、
一つ一つの金融機関が破綻していったときに、実際
の不良債権が二倍も三倍も現実としてあつたんだ
という事実がそれこそ出てきておる、それに対す
る不信、こんなものが重なつておるわけでありま
す。

そこで、今国民の間から出ている最高の、それ
こそこれをやつてもらいたいという経済対策は、
何よりも大臣の言葉、今の内閣の言葉というのが
信頼するに足る、裏づけのある、そしてもう一つ
は、かたくなに財政再建のみに突出した、そして
偏つた経済対策に凝り固まつていくということじ
やなくて、柔軟に、現実を眺めた中でトータルで
今の現状をどうしていくかというポリシミック
スを取り戻す、そういう新たな視点、これが取り
戻せるかできないかということだと思つておるん
です。

それには大臣、この際は責任をとつて交代をし
てもらふということ、これが、今の国民にとつて、
もう一度政府との信頼関係を取り戻す最高の処方
せんなんじゃないかということ、これが今、私は、
現実国民の間を歩いた中で感じ取つたことであり
ます。

こういう厳しい視点に対して、どういふふう
にまず総括としてお答えになるのか、答弁を聞かせ
ていただきたいと思います。

○三塚國務大臣 いろいろの論点でお話がありました。責任は、責任を果たすということでありま

す。今日の事態に、昼夜を分かたずとあえて申し上げさせていただきます。大蔵の諸君、全力を尽くして私をサポートしていただいております。私からは、あらゆる観点からあらゆる選択肢を考え今日の事態に対応すべき、そういう点で、預金者等保護の完全な体制をつくり上げる、日銀とも連携をとらせていただいて、御安心をいただくベ

スをつくり上げてまいってきただけでもありま

す。同時に、金融システムの安定維持というのは、産業国家、経済国家日本であります。血液と言われるこの機能をしっかりと確かなものにしていくということが、心臓が健全になり、イコール金融システムが安定をしていくこと、このことにた

だいま取り組んでおるところでございます。まず、責任は、今日の事態を、不安感を除くこと、それで透明な経済運営ができるように、ありとあらゆるものを駆使しながら、この国のため、特に国民各位の御安心を得るためにこれから全力を尽くすということでもあります。

○中川(正)委員 安心をしてくれ、大丈夫だから任せてくれ、これで納得してもらえものなら、それこそ、今の景気の現状、経済の現状というのは既に回復しておるのだらうというふうに思うのです。

国民が納得できるというその前提は、政策の自身が具体的にどのように議論をされていくのかということ、そして実際議論されたことが本当に実行しているのかどうか。そのもう一つ前提に、現状はどうなっているのか、いわゆる情報開示というのがなされないままに、それに對する不安感というのが、それぞれの言葉に対する信頼関係を崩してしまっている、そういう現実もあるということ。これを本当に御認識をいただきたいというふうに思うのです。

そういう前提の中で、先ほど、いろいろと幅広

く政策を考えているという答弁をいただきましたが、その中身について、この際、いろいろとわかる限りとかといったような抽象的な話に終わらずに、具体的に御答弁をいただきたい。それが、ひいてはこれからの見通しを確たるものにしていく源泉になるというふうに思っているわけであり

ます。

具体的にお聞きをさせていただきます。まず、預金保険機構であります。現状、それ

ぞれもう資金が枯渇をしておるということを開くわけでありまして、一つ一つ具体的にどういう状況になっているのかということ、それからこれから予想される金融機関の混乱に対して、理事長

なりであるのか、そして恐らくそれは十分でないはずなのですが、それを十分なものと持っていくには預金保険機構としてはどういう施策が必要なのか、これを端的に御説明をいただきたいと思

います。

○松田参考人 お答えをいたします。まず、預金保険機構の財務状況でございますが、各年度末に責任準備金というところでいろいろ積み立てた金額の公表をいたしておりますけれども、現時点では、十一月末現在の財務状況につ

いて、まずお話をさせていただきますかと思

います。勘定が三つござりますが、一般勘定というところでは、保険料収入等がございまして、八年度末より若干ふえまして、現在、若干丸めた数字でござい

ます。それから一般金融機関の特別勘定、これが二千九百億円のプラスという状況でございま

す。一方、信用組合の特別勘定は、八年度に木津信用組合の破綻処理などで大量に資金が出ており

ます。関係で、九年の十一月末現在で六千六百億円のマイナスという状況になっております。総じて見

ますと、預金保険機構全体としては二千百億円のマイナス、こういう状態が現在の状況でございま

す。は、ざっと申しまして、七年度末に責任準備金として蓄えてありました三千八百億円と、それから八年から十二年度までの五年間、この激動の五年間を想定して保険料の値上げが行われたわけでございますが、その結果、各年四千六百億円ぐら

いの保険料収入があるということでございます。これを五年間で掛けると、二兆三千億円という

ことになる。この両者を合わせまして二兆七千億円がこの五年間に用意された金額とい

うことになっております。九年度に入りまして五百三十一億円使っておりますので、丸めた数字で一兆四

千億円、現在までに使っているということになります。差し引きまして、二〇〇一年までの使用可能財源としては一兆三千億円ということになり

ます。今後の支出ということでは、現在まだ資金援助の要請はございせんけれども、土岐信用組合、東海信用組合、朝銀大阪信用組合、田辺信用組合、阪和銀行の処理が今年度中に行われる見通しとい

うことになっております。ただ、将来どういうことになるのかという問題になります。ただいま申し上げた附近に処理しなければいけない信用組合の数字を含めまして、現状、これからどのような事案が発生していくのか、あるいは具体的な数字がまだ固まってい

ないという段階でございまして、これらの数字が実際に固まってい

ます。金融機関が破綻した場合に、一兆円を超える規模が予想されるという事は、もう確実なわけですね。北海道拓殖銀行あたりはもう既に見えているわけですね。

そういう現状がある中で、機構そのものの、主体者、責任者が、ただ将来見込みが立ちませんというだけで議論ができるものかというところ、そんなことじゃないのです。恐らく内部ではやっています。やっているから、政府保証なりあるいはそれ

ぞれ特別に政府から直接公的資金を流そうかという議論が与党を中心に起こっているわけじゃないですか。だとすれば、それは内部でやっているのじゃないか、こうした公の場で、国民に見えるところではやはりそれなりの責任者としての議論を

し、予測をして、確たる意見を述べて初めて議論になってくるのでありまして、そのところが、情報開示としても中身がどうなっているのかということであって、国民が理解をしていくということであって、大事なのだということ、この際は理解をしていただきたいと思うのです。

そういった意味で、もう一回聞き直します。どんなふうに、今その現状を把握した上で、これから将来の見通しを立てておられますか。

○松田参考人 お答えをいたします。将来の見通しが立たないというのは、これから今後どのような破綻が起きるか軽々に申せませんし、また予測もしたいという実態を踏まえて申し上げたわけでございますが、現在、公的支援のあり方について多様な面からいろいろな御議論がなされていることは承知いたしております。そのこと自体、私どものセルフティ

ンネットワークである預金保険機構としても極めて重大な関心事でござ

います。それから、そういう議論が深まっていくことを大いに期待をいたしているところでござ

います。いかなる事態になっても的確に対応し得るよう

な、公的支援を含めて利用可能な資金の拡充、そ

ういう仕組みをつくっていただくということ、

当機構にとっても極めて重要なことでござ

起り得るであろういろいろな可能性を含めて、これをカバーしていくかと思うと、いわゆる保険料とそれから公的資金、これをどう組み合わせしていくかということになるわけですね。その場合に、いずれにしたって、資金を確保しなければならぬということになれば、保険料の値上げ、これを念頭に置かなきゃならない。それが金融界全体として可能なかどうかという見解ですね。これについてはどう思っておられますか。

○松田参考人 保険料の問題でございますけれども、先生御案内のとおりで、一昨年十二月の金利調の答申で示されたとおり、昨年の法改正において、一般勘定、特別勘定を合わせて七倍という大幅な引き上げがございました。現在、対象預金残高の〇・〇八四について掛けた保険料をいただいていてという段階でございます。

現段階で、先ほど申しましたように、今後の破綻処理スキームの詳細や検査結果が固まっておりますので、どのくらい将来要するのかがということを見通すことが難しい、それは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、いずれにしても、特別保険料につきましては、法令の定めるところによりまして、遅くとも平成十年度末までに特別業務の実施状況を踏まえて検討するというものになっておりますので、その検討状況を踏まえながら、先ほど先生からも御指摘のありました金融機関の体力の問題、それから今後の見通しの問題、その他そういうことで十分な論議が行われていくもの、そのように期待をいたしております。

○中川(正)委員 もう一つ、預金保険機構の問題として、いわゆる不良債権の回収があると思うのですね。

今公的資金の話も出ておりますが、いわゆる責任を明確化するという大前提の中には、経営者の責任ももちろんこれはあります。それと同時に、借り手の責任、これをいかに明確にしていこうかという話になっていくということでありまして、そういう話になっていくという中で、整理回収銀行によって

その回収がなされているという仕組みがあるわけですね。

これは、私もデータを寄せたのですが、対照的なのは、預金保険機構の中にも一つ、住専のときにつくった住専管理機構、これが同じように住専の問題について整理回収をしていく機構として存在をする。この整理回収銀行と住専管理機構が二つ、それぞれの立場で回収をやっているわけなんです。これは二つのデータを見てみますと、対照的なんです。住専管理機構の方が非常に頑張っている、それなりの成果を上げていて、これは全くと言っていいほど中身の回収ができていないという現状だと思っております。

これは、どういう違いがあつて、仕組みの欠陥があつてこんなことになっているのかということと、ここをひとつお聞かせください。

○松田参考人 お答えを申し上げます。私どもの不良債権回収の分野におきましては、先生御指摘のとおり、住専債権を回収する住宅金融債権管理機構と、それから金融破綻処理について、破綻した金融機関の不良債権を引き受けて整理をしながら回収に当たる整理回収銀行と、二つのいわば子会社を持つていらっしゃるわけでございます。住宅金融債権管理機構の方は、ここ一年一生懸命に頑張つてもらつておりまして、確かに計画を上回る実績を上げております。先生御指摘のとおりでございます。

なお、整理回収銀行の方でございまして、では全く数字的に回収の実績が上がっていないのかというところ、これもちょっと御説明が要ると思っております。

現在まで引き受けておりますのは、回収に整理回収銀行が入っておりますのは、東京第一、東京第二、大阪第一、大阪第二、大阪第三、兵庫といふ六つの事業部の信用組合に係る回収でございまして、譲り受け債権残高三千八百六十九億円に對しまして、現在までに五百二十六億円の回収をいたしておりますが、これは回収率から申し

ますと一三%強ということになります。一方、住宅金融債権管理機構の方も、一年間頑張つていたいただきましたけれども、これも総じて言えば一三%前後ということでございます。

まずその前提がございまして、さらに整理回収銀行の方では、破綻金融機関の資産の引き受け、整理それから回収ということと同時にやらなければいけないわけでございまして。債権はふえる一方の形になります。そこが若干回収専門の住宅金融債権管理機構とは異なつた事情にあるかと思ひます。

そこで、預金保険機構といたしまして、重点的に整理回収銀行の回収を指導、支援するため、機構内にRCB室というのを設けまして、現在重点的な指導体制、支援体制の取り組みをいたしております。整理回収銀行からも研修ということで当機構に派遣を求めまして回収についての研修を行うなど、その充実を図つてるところでございます。

いずれにしても、回収はこれから正念場でございますが、両機構とも私どもと一体となつて、さらに回収の実績が上がるように努力していきたい、このように考えております。

○中川(正)委員 こういう実績の中で推移をしていくということは、将来、結局この債権も塩漬けになつていく可能性の方が高いんじゃないかということが現実なんだろうというふうに思うんです。それに対する対策であります、これは後で総括して大蔵省の方に改めて尋ねていきたい、こんなふうに思ひます。

次に、日本銀行の総裁、連日御苦労まででございます。お尋ねをしたいと思うんですが、これはそれこそ公的資金の議論との絡みもありまして、一遍整理をしていただきたいというふうに思ひます。

調べてみますと、預金保険機構に対して日銀の方から実はもう既にさまざまな形で金が出ています。それですと数えてみますと、それは出資金、それから一般の貸し出し、それから

資金拠出という名でもつてもう一方で出ておりまして、それに信組特別勘定に対しては政府保証のこれもまた貸し出しが日銀の方から出ております。これだけのチャネルを通じてながらこれをやっているわけですが、外から見てみると本当にわけがわからなくなつてくる。なぜ片方が拠出で、片方が貸し出しで、なぜ出資なのか、こういうことなんです。こういう不透明さというのが果たして、それが金が出た時点でそれぞれの使道がさまざまにひん曲がつてしまつて、いわば先ほど大蔵大臣の方から話の出た預金者の保護、これを目的にした政府資金というものを念頭に置いていまして、その部分が隠されてしまつていふかわからなくなつてしまつていふか、そういう現象が起きておるといふことだと思ひます。一度、出資、貸し出し、資金拠出、それから政府保証の貸し出し、その再定義をして、それぞれの目的を説明していただきたいと思います。

○松田参考人 預金保険機構はいろいろの業務を行う性格を持つておりますので、日本銀行との間の資金関係もその業務の性格に応じて多様になつていふという点は御指摘のとおりでございます。現在、日銀の預金保険機構に対する出資金は一億五千万円でございます。これは、機構が昭和四十六年に設立されたときに、政府及び民間金融機関ともども、その設立に必要な資本金の一部を提供したものでございます。

それから次に、日本銀行は預金保険法の規定に基づきまして、機構においてその業務を遂行したための資金が不足をします場合に、これが将来の保険料収入で賄われますまでのつなぎ資金を供給するという趣旨から、機構に対して貸し付けを行うことができることとされております。現在、こういう意味におきまして、機構の特別勘定に向けまして二千九百三十二億円の貸し出しを行つていふところでございます。

また、日本銀行は、住専問題の解決のために制定をされたいわゆる住専特別措置法に基づきまして、この預金保険機構に対して、住宅金

融債権管理機構への出資に充てるための資金一千億円を拠出したしております。この資金は、預金保険機構を経由いたしまして、住宅金融債権管理機構を設立するための出資金に充てられておりますのでございます。

○中川(正)委員 それに信組の特別勘定貸し出し、これが政府保証があるんですね。それはちょっと抜けていると思うんですね。これはまだ実行していないことですか。

○松下参考人 信組に対します部分が、ただいま申しました特別勘定に向けての二千九百三十二億円でございまして、その他一般の分は出ておりません。

○中川(正)委員 一般が出てなくてこれが出てくるんですね。それが政府保証がついている、こういうことですね。

そういうことから考えていくと、今いわゆる政府サイドで公的資金を導入していく議論でございまして、まな道筋を考えている、こういう大臣の答弁が何回もあるんですね。これは既に決まっているわけですね。しかも信用もしてあるわけですね。信組の方の特別勘定が足らなくなった分はそれこそ一般の勘定の方から引く張つてきてそれで見ていく、こういう信用が始まっているんですね。これができるといふことであればその逆もまたできる、こういうことなんだろうと思うんですね。そうした場合の金もそれから保険料で集まった金もこの預金保険機構の中で一つにまぜ合わされて、それがこの口へも支出ができるという機構をつくったというの、この預金保険機構の今回の改正によって可能にした装置なわけでありまして。

そういうふうなことを考えていくと、今政府保証のレベルで公的資金を出そうじゃないかという議論については、これは本当にこれが公的資金なのかどうか、あるいはこれも公的資金として含めるのか、あるいはじゃ実際責任問題はどうか、どう整理されているのか、そして債権について、この回収体制はどう整っているのか、こういう議論が前提となれば公的資金は導入をしな

い、こういうことだと思ふんですね。これはきのうの議論でもそれぞれが明言をされておるところであります。

そこで大蔵大臣、改めて聞きたいんですが、公的資金というものの定義なんですか。これは何を以て公的資金と今皆さん方は呼んでいるのか、お聞かせをいただきたい。大臣お願いします。

○溝口政府委員 定義の問題でございまして、私の方からお答え申し上げますが、これは使う使途によつて定義が違ふように思ひます。

広くとりますと、一番最終的な負担としては税金、一般会計から出るお金、それから日本銀行の借入れ、それから政府保証、そういうものが含まれると思ひます。したがって、統一された定義はないわけではございまして、どういう観点から公的資金が議論されているかによつてと思ひます。

○中川(正)委員 大臣、改めて定義を聞きたいんですが、さっきの答弁でいくと、政府保証も公的資金に含まれる、使う使途によつて違ふ。これは勝手に解釈したらそんなんですよ。こういうことだと思ふんですが、それじゃ預金者の保護という議論がどこへ向いていくのかという矛盾が出てくると思ふんですね。このところは今国民がじつと見てるところなんですか。それをさっきと見ていくところなんですか。我々も納得しようにないか。だから、そこをさっきのような答弁であいまにしたり、それから、これから責任問題をさっきの回収銀行であるとか、あるいはもつてえさっきの回収銀行であるとか、あるいはもつてえ具体的に言えばアメリカ型のそれこそRTCのような形のものをさっきつくらずに、そのところをいまいながらもう既に資金をこうして流しているというところについては、言っていることとやっていることと違ふじゃないか、こういう議論になるんですね。ここはやはり整理しなきゃいけないと思ふんですね。政治として。あんなあやふやな答弁をさしていくんじやなくて。大臣お願いします。

○三塚國務大臣 これはただいま与党の中の議論、また昨日の集中審議の議論等で展開をされておるところであります。いわゆる公的資金ということであれば、総審が言ったようなことでもありまして、公的資金をざざり詰めていくというところであれば、一般会計もあつて、財投もあるであつたし、そして政府保証という形もあるであつたし、最終的にどこが責任を負うかというところをもつて公的資金、公的支援、こういうことになるのではないのでしょうか。

ただいまの預金保険機構は、法律に基づいて職務を執行しております。預金保護との関連いかんというところであります。預金者に御安心をいただくというのは金融政策、国家行政の基本であります。この保護は、金融システムが健全に回転しておる限り保証されるわけでありまして、そういう点で、金融システムの安定性を高めるという手法とリンクするということで御理解をいただきたいと思ひます。

私は、あらゆる選択肢について事務方に検討を命じております。内部検討であります。そういう中で、自由民主党を中心に、三党を中心に、具体的な問題提起、毎日報道されておるようなことで行われておりますが、私は重大な関心を持つてそのことを見ておるわけでありまして。見るだけではなく、何が今必要なのか、国民世論の動向もさかりと踏まえるというのが政府の立場でございまして、国会論議もそういうことで、ただいまのような御審議をいただく中で議論が深まっていくであろう。

そういう意味で、御趣旨の国民の預貯金の保護との関連は、ただいま申し上げたとおり、金融システムがしっかりとしておるということで、健全な回転を続ける限りこのことは万全になるわけです、今日、システムに対する不安感、これを解消するために全力を尽くしておる、こういうことであります。

○中川(正)委員 ということは、わかりにくい言葉

葉を私流に理解をさせていたでいて翻訳をすれば、預金者保護ということ、ひいては金融システムを健全に機能させるということなんだ、その金融システムを健全に機能させるというためには、どういう方法であれ公的資金を導入していく、そういう理屈でいくということなんですか。

○三塚國務大臣 これはありとあらゆることであつたから、最終的にはそういうことも当然考えられることではないでしょうか。

○中川(正)委員 それだと恐らく国民が納得しないだろうというふうに思ふのです。私は、必ずしも公的資金の導入に反対しているわけじゃない、こまで来たら必要だろう、こういうふうな思つておるうちの一人であります。

しかし、その前提に立つて考えていくと、さっきのような、それこそ無責任さ、定義のつきりしない、そんな使い道で公的資金を導入してもらつたら困るのだということが出発点だったじゃないですか。住専のときもそんな議論をした。だから、そのところを今回ははつきりしていく必要がある。それでないと国民の理解が得られないということ、もう肝に銘じてわかつていくはずなんです。それにもかかわらず、さっきのような議論しか出てこないというのは非常に残念なんですよ。

そこで、もう一回聞きますが、政府保証というのは、これはその資金の行き先というのが、今回出てきたような法案の中で、例えば破綻金融機関同士の合併をしていくために不良債権を買い取りたりあるいはそれに援助資金を与えたりする、そういう資金に流れっていくわけですね、可能性としては、どうですか。

○三塚國務大臣 それは機構を中心に流れるわけでありまして。そういうことの中で、その最終責任を政府が負うということになるわけですね。

その最終責任の中身であります、この機構がただいま健全に動いておるわけでありまして、そのことによつて健全化された銀行等から回収銀行を通じて、預金保険機構を通じて返還が行われ

るという仕組みでありまして、そういう点で、最終的に政府の責任を明確にすることによって健全な運営が行われるようにサポートをしていく。危機的な見解に対しては、そういう点で、そういうことをやることによってシステムが安定性を増していきたいと思います。投下された資金が回転して政府に戻ってくるという、これだけはきっちりとり上げていかなければならない、こういうことだと思います。

○中川(正)委員 そんなと、さまざまな問題が出てくると思うのです。

一つは、先ほど答弁が出ました整理回収銀行、これに不良債権部分の処理を任せていく。ところが、現状として機能していない、これがあるわけです。だとすれば、政府保証した部分が将来に対して塩漬けになってしまつて、それが将来の具体的ないわゆる債権として政府へ向いて回ってくる。いわば現在の問題を、これまた同じ手法ですが、将来に対して先送りしたということだけの解決になってしまふ、これが目に見えておるわけであります。

ここが、また同じことを繰り返すのかという批判の出るところでありまして、まず先送りはだめだ、これを認識していただきたいと思ひます。それに加えて、保証という形でやる限り、歯どめをどこでしていくのかという議論があるわけでありまして、これはやはり国会で一つの仕組みというものをつくっていくかないと、それぞれ必要だから保証をしていくということだけでは納得のできない部分があるという問題、こういうことが指摘をされるということだと思ひます。

そこで、私はこの際、こうした保証というようないわば国民の目をこまかして問題を将来に先送りするだけのそうしたスキームをとつていくというよりも、現在の、それこそ現時点の我々の世代の中でこの問題をしっかりと受けとめて、生の公共の金、これを議論していくということ。ただし、それには条件がありまして、使い道についてははっきりと預金者保護ということに限定をし

ていく、そういう特別のチャネルをつくるということですね。そんなのはきつりした打ち出し方というのが必要なんだというふうな思つておりますが、どうでしょうか、大臣。

○三塚国務大臣 今回の御議論の基本にあるもの、また大蔵省として、政府としても、国民の預貯金等に対する保護であります。きつちりと担保させていただき、万が一の場合はお支払いはいたす、こういう国民預貯金の保護が目的であります。申し上げておるわけです。

そういうことの中で、先ほど申し上げましたそのことをやりながら、昨今の金融不安というもののに対して不安を解消するために、金融システム、言うなればネットワークですね、心臓から血液が末端まで送られていく、血液の一部が梗塞を起していくということでありまして心臓にさわりますし、そういうことのないように、そういうものを一つ一つ除いていく体制をとつておりません。金融システム、いわゆる健全な金融のネットワーク、組み合わせが障害を起すことにより不測の事態が起きることだけは、断じて大蔵省、主務大臣としてやつてはならないし、それに対する基本だけはきつり上げていかなければならない、こう思つておるところでございます。

委員御指摘のように、国民の目をこまかすなどというのは毛頭ございせん。その都度その都度、会見で、また御質疑の折に答弁を申し上げております。具体的な議論は、ただいま与党の方でありとあらゆるこれまた議論が行われている。それはそれとして重大な関心を持つて受けとめながら、最終的に、政府として、内閣としてこのことに対して取り組んでいかなければならない。プロセスの段階における議論は極めて大事でございますから、よろしくお願いを申し上げます。

○中川(正)委員 先ほど申し上げたように、今の政府に信頼関係があるときはそれでいいのだからと思ひますが、それが崩れているという前提では、さっきの説明だけでは恐らくは国民は納得し

ないだろう、こんなふうな思つております。そのところは、本当に遠回しなわけのわからないようなシステムを中々こね回すのじゃなくて、はっきりと、この部分は公的資金を現ナマで使います、しかしその目的は預金保護ですという仕組みを提示しながら説得をしていくこと、これを早急に組み立てること、これを改めて認識をしていただきたいというふうな思ひます。そのことと、御指摘をさせていただきたいというふうな思つております。

そして次に、それに関連もすることなのですが、日銀特融であります。

これはほかの公的資金と違って、日銀特融はシステムリスクを回避するということが目的で投入をするということ、これはこれでいいわけですね。その目的に限定しながらこれまでやってきたというところですが、これが三兆円を超えて四兆円、五兆円とそれこそ膨れ上がつてくる様相を呈しているわけでありまして、今、円が下がってきた、こういうことも踏まえて、総裁としては、この日銀特融の限界とか、どの辺が大体飽和点と考へておられるのか、その飽和点があるとするれば、それを超える部分についてはどういふような対策をとつていくべきかということ、その辺をまず聞かせていただきたいと思います。

○松下参考人 私どものいわゆる日銀特融の目的につきましても、御指摘のように、我が国の金融システムに対するこのシステムリスクの発生を防止するというところでございまして、これは非常に重要な課題でございまして、私どももいたしましては、一たんこの措置に踏み切りました以上は、この目的を達成するために必要な措置は十分にとつていかなければならないと思つております。

ただ、その際に、やはり私も中央銀行といったしましては、幾つかの特融発動についての条件を持つておりますけれども、その中で、ただいまの御質問に関連のある一つの条件は、中央銀行としての財務の健全性を維持することに配慮していく

ということでございます。

そのような考え方におきまして、これまで日銀特融を決定いたしましたときには、常にこの回収の可能性ということに非常に重きを置いて検討いたします。回収の見込みが確実であるかどうかということが判断の基準でございまして、これまでのところは、私も戦後に実行いたしましたさまざまな日銀特融につきましても、今日まで処理の終わったものはすべて回収されておりますが、今後とも、この点につきましても特融の判断の際に十分注意をして検討いたしてまいりたい。そういう意味では、日銀としての規模の限界というふうなことでないに、内容的な回収の可能性というところで判断をいたしてまいりたいと思つております。

○中川(正)委員 そんな中で、先日山一の一債務超過の問題が出まして、こうした見込み違いというのか、これは織り込み済みだったのか見込み違いだったのか、どちらかの答弁を先にいただかなければいけないのだと思ひますが、これをどのようにとらえ、いわゆる回収というものに対しての手順、これをどう考えられるか、もう一度答えてください。

○松下参考人 山一に対しまして特融を決定いたしましたときの判断でございまして、第一には、山一証券は、同社の計算、報告によりましては、現状におきまして、自己資本については資産超過の状況でございまして、したがひまして、これは、発覚をいたしました簿外債務等を考慮いたしましてもなお債務超過にはなつていないという状況でございまして、同社向けの特融の返済につ

きましては、基本的には、山一が廃業、解散に向けて資産処分を進めてまいります中で、資産処分によつて返済財源が確保されるというように判断されるわけでございます。

ただ、破綻処理のごときでございまして、場合によりまして、その見込みが狂ひまして、同社が債務超過の状態に陥るというような場合につきましては、政府におきまして、この本件の最終処理

も含めて財源確保のためのいろいろの方策を検討して、承知いたしております。例えば、寄託証券補償基金の財務基盤の充実や機能の強化というようにも検討されていると理解しております。本件、私の回収に努力をすることによって、特融の返済財源は確保されるというのを強く期待をいたしております。

○中川(正)委員 私、これは不思議で仕方がないので。さつき、預金保険機構に対して将来の見通しは、こう聞きましたら、預金保険機構は、これはわからないのだ、こういう答弁が出てきたのです。ところが、日銀の方は、これはもうやってしまったことですね。やってしまったことが思惑と違つて、それを解決していかうというときに使つたその理屈というのが、まだ決まつていない政府の今の議論を盾にとつて、それで返すますよ、こういう話なんですね。このところが結局は、客観的にそれを聞いてみると、何だ、政府というのはルールに基づいてやつていくのじやなくて、それぞれがあたふた慌てふためいてその都度その都度対応をしている、その結果を後から埋め合わせるために法律をつくつて、どんな深みへはまつていくようなことではないか、いや、いか、こういうことになつていくのです。だから私は、先ほどお話をしたように、内部であなたがたやつていくのじやなくて、こうした席ではつきりと大臣の意思というのを表に出して、その可否を国民に問ひながら柔軟に政策決定をしていくというシステムを私たちの政治の中に組み込まない、いつまでたつても大蔵省に対する不信、日銀も含めてですが、それに対する信頼感が崩れていってしまう、そういうことになつてしまふわけですね。

大蔵大臣、そういう前提で最後にもう一度お聞きをしたいのですが、先ほど私は、それこそ大臣がやめることが国民にとっては一番経済対策としてはいいのだ、そういう思いを伝えさせていたいただきましたが、御本人がやめないうちであれ

ば、そのところ、大臣として、議論を待つていくのじやなくて、自分の意思で公的資金をどういうふうな整理をしていくのか、ここではつきりと表明をすべきだと思ふのです。それがこれからのオープンな議論につながつていく、こういうことだと思ふのです。最後にお願ひいたします。

○三塚國務大臣 ですから、申し上げておりますのは、最終的に政府保証ということを考えていかざるを得ない、こう申し上げておるわけですね。日銀特融にしろ保険機構にしろ、出したお金が返つてくるようにしていかなければならない、そのめどがありまふと日銀総裁は申されておる。ただ、不良債権の処理に当たりまして、そのときの価額によつてマイナスになる場合もあり得るでしょう、こういうこと。マイナスかプラスか、物によつて違ふとは思ひますが、トータルでその分析をされて、その対応の中で今後の預金者保護に万全を期してまいる、こういうことでもあります。

これは別建てであります。ただいまの問題は財源論であります。別建ての御議論も真剣にお願いをいたすということで、本日スタートを切つていただきますことに感謝を申し上げます。

○中川(正)委員 先ほどの答弁の中で、公的資金援助、橋本総理がこうして表現をされた言葉の中身というのが、大蔵大臣の今のレベルでは政府保証なんだ、こういうことですね。これを確認させていただきます。これにたいしては、これから私たちも精いっぱい議論をしていきたいと思ひます。端的に言えば、このスキームではだめだということだと思ひます。もつと、はっきりしたスキームを用意すること、これが本當の意味での金融破綻を回避していく道だといふに思つております。

以上、質問を終わります。ありがとうございます。

○村田(吉)委員長代理 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 新進党の谷口隆義でございます。今般の金融情勢の混乱状況は、極めて重大な事態に陥つたといふように考えております。今回、一連の金融機関の破綻の始まりは三洋証券の経営破綻。これは、今までの短期金融市場において初めてデフォルトが行われた、そういう状況の中で、短期金融市場の中で極めて疑心暗鬼が出てまいりまして、非常に資金調達が困難になつてきたといふような意味において、大変重要な破綻であつたといふように考えておる次第でございます。

その後、十一月十七日に、御存じのとおり北海道拓殖銀行の経営破綻。これも大変大きなニュースでございます。なぜならば、三塚大蔵大臣、我々三党合同で不信任案を出させていたたいわけでありまして、一番大きな理由は、二十行は絶対つぶさないといふように大蔵大臣がおつしやつておつたにもかかわらず、これが経営破綻した、こういう意味において大変大きな事件でございました。

その後、同じ週の土曜日でございましたが、山

一証券の経営破綻のニュースが十一月二十二日の早朝に入つてまいりました。これも、もう四大証券で、北海道拓殖銀行以上に、我が国の国内はもとより海外にも知名度の高い証券会社の経営破綻でございました。二十四日に最終的に自主廃業といふような状況になつたわけでございますが、もう大変な状況でございました。

その後、国内におきまして大きな混乱状況と申しますか、いろいろうわさが出てまいりまして、あの銀行が危ない、この証券会社が危ない、それを打ち消すためにそれぞれの経営者が会見を行つたといふような状況になつたわけでありますが、私は、一つ大蔵大臣の責任が極めて大きいといふような発言があつたと思つてございます。

それは、山一証券の経営破綻が行われたときに、三塚大蔵大臣は記者会見をされました。この記者会見の内容は、山一証券に日銀特融を実施した六五年のときと違ひ、今回はなぜ救済しなかつたのですかといふような質問に対して、市場が山一に対して宣告したのだと思ひ、簿外債務の発見が信認に極めて大きな影響を与へ、信認せずとも市場が判定した、このような記者発表を行われ

答弁をお願いしたいと思ひます。

○三塚國務大臣 本件は、そのときの会見の要旨を持ってくればよかつたのですが、こちらにありません。

問題は、山一は総合判断の中で廃業、こういうことの決心をして、申し入れがありました。こういうことでもございまして、簿外債務が存在するということもございまして、株価低迷が続いておつた、資金調達が極めて困難であつた等々の諸事情を勘案しながら自主廃業を決定するに至りましたというところを受けて、申し上げておるところでございます。

○谷口委員 大蔵大臣、それは違ふんです。私は、市場関係者、市場の声をずっと聞いてまいりました。そうしますと、大蔵大臣のおっしゃつた発言は、政府は今の金融情勢の悪化をコントロールできなくなつた、市場に任せてしまつた、こういうようなことで大きく株式市場が反応したのであります。それに對して、私は、大変大きな責任がございまして、今御答弁をいただいたことは全くそれに對して触れておらないわけでございますので、再度御答弁をお願いしたいと思ひます。

○三塚國務大臣 もう前段申し上げたことに尽きます。もう護送船団方式というのはおやめなさい、日本版ビッグバンがスタートをいたします。当委員会においても何回も言われ、私はそのことは、破綻処理ということ、金融システムという大前提を中心としてやることであるとも申し上げてきておるところでございます。あれだけの伝統のある、あれだけの業績を持った会社のみならず自主廃業を決めた、この重みをしっかりと受けとめて、自後の対策に専心をして、投資者に対する万全の措置を講じておるところとはよくお知りいただいておりますと存じます。

○谷口委員 市場の宣告に對して政府がどういう対応をとるかというところが問われたわけでございます。

今、確かに株価は戻つております。私は今回の

この預金保険法の改正案の折に本会議において代表質問をさせていただきました。その折に、今やこの金融状況の悪化は公的資金の導入の議論をやつていかなければいけない、どういふことをおいても、その前提条件はあります、大変な前提条件をクリアしないと、これは公的資金を投入するわけでございますので、国民の理解は得られないという観点で申し上げたわけでございます。

政府の方でも、その後この公的資金の導入論がずつと高まつてまいりました。私がこれを申し上げたのが十一月十三日でございますが、その後、公的資金の導入論が高まつてまいりました。

その公的資金の導入論によつて市場の方は一応の落ちつきを見せておるわけでございますが、現実の問題は、それに対して明確な措置をした、対応をしたというところではありません。これはアドバランを上げただけの話でございます。

今後、政府がどのような対応を行うのか。もつと大きなことを言ひますと、政治がどのようにリーダーシップを発揮していくのか、このようにことが問われておるんではないか、このように思つております。政治が今こそ引張つていかなければいけない国家の重大な時期に来ておる。

私は、従来から、この不良債権の問題については、そのように申し上げておりました。小手先の問題では解決できない。今回の預金保険法の改正の問題におきましても、また後ほど触れさせていただきますが、政府・自民党の方も、今回の法案を提出して、聞くところによりますと、今度の通常国会でまたこれを再修正するというようなお話を、このような状況であれば、これは市場に大きな混乱をもたらさう。今や政治がリーダーシップをとつて、どのようにして安定をさせていくのかという具体的な方策を示さなければならなりません。

そういう意味において、市場の宣告に任ず、こういう発言はぜひやめていただきたい、私はこのように強く申し上げたいと思ひます。大蔵大臣、もう一度御答弁をお願いしたいと思ひます。

○三塚國務大臣 当面、日銀特融で万全の策をとつておりますことは、御案内のとおりであります。預金者等の皆さんの不安はいただきませんようにと談話でも申し上げました。万全の態勢をとらせていただいておりますのでございませう。

そういう中で、具体的な論議がそれなれなれおつております。そのなれなれおることを重大な関心を持つて見詰めておるというのには、ただ見詰めるだけでは、先ほど申し上げましたように、安定のために何かがあるのか、何をやらなければならぬのか、あらゆるものの分析をいたしてあります。

私も、ただいま出しております預保の改正案で、現行法で適切に処理できる方策のない金融機関がモラルハザードを起こさないようにした上で合併すること、これを可能にすることにより、預金者保護と金融システムの安定を図りますとともに、特にその機関と取り引きをいたしておる顧客の皆様、中小零細企業を初めとした健全な取引先や地域経済、雇用等に寄与するためにこのルールをお認めいただきたい、こう申し上げておるところでございます。

さらに、これはこれで上げていただき、全体の中で、国会内の論議を踏まえ、そして各党間の論議を踏まえ、昨日宮澤提言もございました。また、各党の御質疑もございました。そういうものを分析し、きつちりと対応できて効果が出る措置といふのは何かということ、ただいま真剣な部内論議を大蔵省としていたしておるところであります。国民世論をベースに行つて、体制をつくり上げてまいりたい、こういうことでありますので、御理解ください。

○谷口委員 ただいまはシステムリスクがまわりまわつておる状況でございますので、政治がリーダーシップを発揮すること、大蔵大臣の発言は十分慎重にやつていただきたいというようにお願いする次第であります。

それで、これもマスコミの報道によりますと、十一月二十九日に総理から、一番重要なのは預金

者保護であり、金融機関が淘汰されることはやむを得ないという御発言があつたようにお聞きいたしました。この発言は破綻を容認したともとれる発言でございますが、このような発言につきましては、大蔵大臣、御答弁をお願いいたします。――大蔵大臣、もう一度お願いいたします。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

きのう、私予算委員会に出ておりました、総理は、淘汰という言葉を用いてないというふううに否定されておりました。

○谷口委員 今回のこの預金保険法の改正法案は、私はまさに、また後ほどこれは申し上げたいと思つたわけでございますが、不可欠性の原則に基づいて地域の金融機関を守つていかなければいけない、こういう発想から出た法案でございます。今銀行局長は否定されましたが、この破綻を容認するような発言はむしろ前向きだと思つております。前向きだと。

というのは、今、この法案の一番最大の疑問点と私が思つておるのは、この法案を行うことによつて、本来破綻すべき、実質的に死に体の経営機関を延命させるのではないかと。延命させるのなら、それによつて社会コストがかなりかかるわけでありまして、延命させる金融機関、また存続させる金融機関、整理すべき金融機関をそのように整理していくことが必要ではないか、このように思つておるところでございます。実は私は大変前向きな発言をされたな、このように思つたわけでございますが、今おつちやつたようにそういう発言をしておらないということであれば、またこれは後ろ向きになつてしまふ。

今やならなければいけないのはシステムリスクです。ある金融機関が破綻することによつてそれが金融システムに大きな動揺を与え、この金融システムが崩壊に至るような事態を避けなければいけないということなんです。今や護送船団行政とは決別されて、一行もつづかないという時代

じゃない、もうこれから存続ができないような金融機関はそれなりの整理をしていかなければいけない、残すべき金融機関は残していくんだ、こういう明確な基準が必要だと思ふのです。これについて御見解をお聞きしたいと思ひます。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

総理の御発言は非常にいろいろな意味でとらえておつたということで話題になつたわけでございしますが、総理はそういう言葉を用いていないといふふうなきのうおつちやつておられました。

私もとしまして、整理すべき金融機関と継続すべき金融機関、それは当然出てくるだろう、そう思うわけです。例えば破綻して継続が全く不可能な金融機関をまた立ち上げさせるということ、それは難しい。したがって、預金保険機構でもって資金援助を行うことによりまして、預金者を保護し、システムリスクを防ぎ、受け皿がもしありますと、健全な取引先も保護をし得るというシステムをやつておるわけでございます。したがって、例えば破綻という定義でございすけれども、預金の払い戻しの停止または停止のおそれがある、こういった状態になつた場合には何らかの対応ということが迫られるわけでありま

す。しかし、そうでないところにつきましては、ぜひともリストラ等をやリ、その健全性を回復し、どんどん頑張つてやつてもらいたいという気持ちには重なるわけでございます。したがって、その整理すべきという、あるいは淘汰すべきという言葉をどんどんつぶしていくという意味でおとりになりますと、それは全く真意ではないということでございます。

先ほど、この法案についての御疑問点を申されました。せんだつて鈴木先生の御質問でもお答えいたしましたけれども、経営の悪化した金融機関が特定地域に複数存在して、それがそれとてまらざる連鎖的に破綻するおそれがあるという場合の話でございまして、その地域経済に大きな影響を及ぼすというときに、その地域経済における円滑な資金需給に大きな支障があることを未然に防止

する、そういう広い公的な観点から、どうしてもこれは当局として、もう破綻状態に近いといふこととでその銀行は消滅させて、これは消滅でござい

ます、それで新しいクリーンバンクをつくつてお取引先のそういう資金がストップしないようにしてあげることが必要ではないか。それをあつせんします。向こうから助けてくれというのじゃありません。こちらからあつせんします。それで、向こうは拒否しても構ひません。そんなことしたらまた何か責任とらされるだろうということで、拒否されるかもしれない。それは拒否は自由である。しかし、今のこの特例期間中はぜひそういう権能を与えていただいて、預金者にも安心してもらうと同時に、取引先までやつていただきます。

そうしますと、私が軽々に申し上げるべき話じゃありませんが、非常に金融というのは不安定な状況になる場合があります。一カ所の倒産あるいは二カ所の倒産が三カ所、四カ所、五カ所と物すこいうわきが広まるということもあるわけでござい

ます。そういったことをぜひ防ぎたい。そのためにはあつせんという行為がまず前提であると同時に、モラルハザードを防ぐ意味から、きちつとした計画を立てるなり、そういった計画をつくつてもらふというのを前提にするわけでござい

ます。そこは矛盾はしないといふふうに思ふわけでござい

ます。

〔村田吉〕委員長代理退席、委員長着席

○谷口委員 私は、橋本総理の発言は大変前向きな発言で、実は大変評価したのであります。今、そういう発言はしておらないといふことをまたこの大蔵委員会ですべられたので、大変がっかりしたわけ

であります。

今我が国は経済の二重構造、非常に生産性の高い産業、これは自動車、また工作機械であるとか家電であるとか、非常に生産性の高い産業がござい

ます。一方で、金融業界また農業、こういう典型的なものです。金融業界また農業、こういう規制に守られた産業、こういう二重構造をなくしていかなければいけないといふことから、今回この金融業

界のビッグバン、護送船団行政からの決別、これがひいては競争原理の中にこの金融業界を持つていく、金融を競争原理が働くような産業にしていかなければいけない。

こういう観点でいくと、実質的に経営破綻の金融機関が残ることは、これは大変好ましくない、私はこのように考えておる次第でございまして、今そのような選別をやつていかなければいけないときではないか、このようなことで先ほど申し上げたわけであります。

大蔵大臣、御発言をしていらつしやいませんが、今私が申し上げたことに対する御答弁を大蔵大臣にお願ひしたいと思ひます。

○三塚国務大臣 きのうの宮澤元総理と橋本さん、集中審議においてそれぞれの提案をいたした中で、印象的なのは、フーバーさんの言葉を引いて、フーバーさんは恐怖は恐怖を生むと言ひましたが、疑念は疑念を生む、それを払拭するためにありとあらゆる手段を講ずるべきであると、全く私は同感であり、既に山一証券の事態が廃業の危機との報告がありました折に、ありとあらゆる選択肢を点検、検討、立案、何をやるべきか、やらなければならぬいかを事務当局に厳命をいたしたところでござい

ます。

そういう中で、ビッグバンについて、護送船団方式はやめたと委員は認識をされておる、全くそのとおりでございまして、こういう中で金融機関は得意の分野に重点化をして営業をやる、あるいは合併やリストラなどのおのの努力をすることとを期待しなければならぬと思つております。こ

つちから強制をするというのではなく、みずから自己責任、自己判断、自助努力の観点から、どうすれば今後とも地域の顧客の皆様の期待にこたえられるかという点で、経営者が深刻な判断の中でリストラを今やつておるわけでありますし、そして合併についても、そのことの方が地域経済に、顧客の皆様に御安心をいただけるというのであれば、メンツを捨てて、従来の流れを捨てて、合同、合併というのがあり得て当然ではないかと

期待をいたしておるところでござい

ます。

そういう点で、今回の法律も、そのことをしっかりと支えてあげますよ、こういうこととござい

ます。もちろんモラルハザードもあります。自己責任もあります。今後の展開に対する展望について明確にやはりリストラを断行して、当然のことながら頑張り抜く、こういうことがその次にあることであらうかと思ひます。

○谷口委員 今回の預金保険法の改正でござい

ますが、先ほど申し上げましたように、これが実質的破綻金融機関の延命であつてはならない。また、銀行救済であつてはならない。先ほど銀行局長が御答弁されましたが、あつせんを求めるのは金融機関だといふようなお話でござい

ましたが、金融機関の側からすれば、生死の境をさまよつておる状況の中で、よほどの理由がない限り一般的にはあつせんを求めますよ。ですから、今おつしやつた御答弁は、私は正しくないと思ひ

ます。

今政府の方で、この金融機関が本来存続すべきなのか、またこれは破綻を前提に処理をするべきなのか、これを考える例えは一つの基準であるとか、こういうことをやつていかないと、僕たちは極めて、これからある意味では護送船団行政が続いていくだろうといふような危惧を持つておるわけ

でございまして、ぜひそういう観点で、私は先ほど冒頭お話をしました橋本総理の発言は大変前向きに評価いたしておるわけであります。そういうふうに決断をしていただくよう、ぜひ申し上げたいと思ふわけでござい

ます。また、今回のこの預金保険法の改正については、そういう観点でも私は好ましくない、このように考えておるところでござい

の原理。これはその地域においてこの金融機関が不可欠なものであるという観点で金融機関を存続させる。こういうようなことであるわけでございます。しかし、金融機関というのは、一般的に言つて地域に対してどこでもそういう意味において大きな影響があるわけでございますので、もう今やこの不可欠性の原則は適用されておられないというふうに聞いております。

その次に出てまいりましたのが、ツ・ビッグ・ツ・フェール原則。これは余り大き過ぎてつばせないという原則でございますが、これも大きい小さいでも大変不公平ではないか、こういうような観点から、今やシステムリスク原理、連鎖危機が全体に及ぶかどうかという観点で判断していかねばいけない。その際にコストテスト、これを破綻することと継続させることによるコストを比較することによって考えていく必要がある、こういうことに今なつておるようでございますが、どうも近時の我が国の金融機関の破綻の処理状況を見ておりますと、このあたりの基準が全くばらばらになつておる。

今回の預金保険法の改正は、先ほど申し上げましたように、極めて地域に対して大きな影響を与えるという観点から金融機関を残すんだという意味において、不可欠性の原則が働いておる。また、先日経営破綻をした北海道拓殖銀行は、ツ・ビッグ・ツ・フェール原則で一行もつぶさない、大きな銀行はつぶすと極めて大きな影響が出るからということであつたわけでございますが、現実には金融機関北拓は破綻したわけでございます。

こういうようなことで、我が国の処理方法、破綻処理について、一貫した処理方法が行われておらないというのは極めて問題であるというように考えております。そういうことにつきまして、大蔵大臣、御答弁がございましたらお願いいたします。

○三塚國務大臣 鈴木委員の先般の御質疑を引用されて、合衆国の例を引かれました。私自身、本件については基本的には米国の当時における考

方に大きな相違感を持つておりません。すなわち、明確にさせていただきますことは、破綻金融機関は存続させないという原則でございますが、そのとおり今後も取り組むわけでございますが、経営者の責任、これは厳格な責任追及が行われるという考え方、本件もそのとおりであります。既に一昨年十二月、金融制度調査会答申に基本が示されておるわけでございますが、今時点に立ちましてこのことに対応していかなければならない、こう思つております。

二十銀行をつぶさないということでありまして、会見でも申し上げ国会答弁でも申し上げておりますとおり、北海道拓殖銀行は海外から支店を全部撤去いたしまして、北海道経済に特化をして金融の責任を果たそうということになりました。二十というのは、我が国金融システムだけではなく、外国に日本発パニックとして輸出するような事態は断じてとれないのが我が国経済国家としての責任である、こう申し上げてきておるところでございます。

○谷口委員 先ほどのまた繰り返しになります。が、今回の預金保険法の改正は、先ほどのアメリカの破綻処理の変遷で申し上げますと、不可欠性の原理が採用されている。地域においてこれはつぶすわけにいかないという観点で行われたものでありまして、既にアメリカにおいては採用されておらない破綻処理の方法でございます。今申し上げましたように、今やシステムリスク原理、システムリスクで、連鎖危機が大きな影響を及ぼしてシステム全体を崩壊させかねないというやうなときにやらなければいけないというやうな状況の中で、私はこれは大変問題がある、このやうに言えるのではないかとこのやうに思います。

また、先ほど中川委員の質問の中に、預金保険機構の財務状況の質問がございました。十一月末現在で責任準備金が二百億のマイナスになつておるといふやうな状況で、もう既に今枯渇しておるわけですね。年間四千六百億円の保険料収入があるやうでございますが、現状はそういうやうに

資金が枯渇しておるやうな状況の中で、私は、実質的にこれを延命させるやうな救済措置の中に預金保険機構の金をつぎ込むということについては、これはよくないというやうに申し上げたいと思います。

それと、日銀特融についてお聞きしたいと思ひます。

これは、昨日の日銀総裁の御発言で、山一が債務超過の心配もあるというやうなことをおっしゃつたやうでございますが、そのやうな現状について、日銀総裁の方から御答弁をお願いしたいと思ひます。

○松下参考人 私どもがいわゆる日銀特融を實行いたしますときには、その際の特融の返済の可能性ということも重視をいたしまして、回収が可能であることによつて、この特融を実施しても中央銀行としての財務の健全性を損なうおそれがないという点を一つの判断の基準にいたして行つてございまして。

そこで、山一証券に対する特融を決めましたときの判断でございますけれども、山一証券は、現在、会社側の報告によりますと、簿外の損失その他いろいろございまして、これらの差し引きましてもなお実質の自己資本において債務超過の状態に陥つておることはないのでございまして。

私どもといたしましては、当面、現状におきましてそういうことであれば、最終的に自主廃業、解散という措置をとつてまいりますときに、山一証券の資産の処分によります収入によつて日銀の特融の回収が可能である、こういう判断をいたすわけでございます。

ただ、破綻の処理というところでございまして、この間におきまして、不測の事態が生じまして、万が一、山一証券の自己資本が毀損されていふやうな場合にどうなるかということでございますけれども、私どもといたしましては、この点につきましまして、政府の側も十分の関心を持つていろいろと対応策を検討している。例えば、今の寄

託証券補償基金の財務基盤の強化でありますとか、機能の拡充でありますとか、そういう点を含めて、いろいろと方策を具体的にこれから検討を行つていくこととございまして。

そういう段階でございますので、私どもは、これらを総合して判断いたしますと、仮に、将来債務超過という事態が起こりまして、私どもの特融の回収に支障を生じることがないという判断で、これを実行いたした次第でございます。

○谷口委員 総裁にまたお尋ねしたいわけでございますが、今、債務超過でないというやうな御判断でいらつしやいます、債務超過でなければ日銀特融は全額回収できるといふやうに考えていらつしやるのでしょうか。

○松下参考人 全体を清算いたしましたときに、現状での判断で債務超過であるか否かということとが、最終の資産の処分あるいは債務の償還というものを實行するそのときまで確実にそのとおり保証されているものかどうかという点は、それは実行上、いろいろと現状の見通しから変わる点もございまして。

そういう点がございまして、現状債務超過でないという点が、最終結果におきましても、実際に回収資金が超過するということを確実に保証したものであると考えるわけにはまいりませんけれども、現状における一応の判断といたしましては、その点は懸念がないということは一般的に申せるということとでございます。

○谷口委員 これは総裁のおっしゃるやうな形にはならないと僕は思うのです。

というのは、十一月末現在で、日銀特融の残高が、これは新聞に載つておまして、北海道拓殖銀行が二兆二千億、山一証券が一兆一千億。一兆一千億山一に対して特融を今現在なされておるやうですね、十一月末現在で。

一方、山一の状況を見ますと、九月末時点で四千三百億に上る総資産があるのです。これに対して、純資産ですか、これで資産と書いておりますが、純資産ですね、これに対して、それから控

除されるべき簿外損失、飛ばしの簿外損失が二千六百億円、評価減による損失が三百億円、十月以降の期間損失が二百億円、毀損の可能性が高い関係会社の貸付金が二百億円、含めると三千三百億円が減少するというところで、最終的にこれは、長野証券局長もおっしゃいましたが、約一千億ぐらいの純資産。資産から負債を引いた残り分、純資産が一千億ぐらいです。今、現状がですよ。それに對して、今申し上げたように一兆一千億の日銀特融がございまして。これはどう考えても現状の中では回収はできません。債務超過ではございせん、一千億の資産超過になつておるわけでございまして債務超過ではございせんが、一兆一千億を全額回収するということは当初からこれは無理なんですね。これについて。

○松下参考人 私どもが特融を行いますときの具体的な目的は、債務超過でありませぬケースでございまして、資産を処分いたしました負債を返却していく。山一の場合でございまして、顧客から預かつております多額の有価証券あるいは現金を顧客の請求に応じて、これは直ちにお返しをしなければならぬものでございまして。

ただ、一方で、資産の方は、これを処分してその代金を手付いたしまして、これで返済に充てる。経理上はそうでございますけれども、ただ、資産の処分には時間もかかりまして、また容易なことではございせんので、支出と収入との間に時間的な差が非常に大きく出るわけでございまして。山一ほどの規模の企業になりますという、この時間的な差で必要とされますいわばつなぎ資金というものが非常に大きなことになりまして、これが円滑に供給されませんと、例えば顧客に対する預かり資産の返済も、また海外その他の国内の既契約の契約の実行も滞るということになります。

私どもは、そういう資産・負債の時期のずれによりますつなぎを提供してゐるものでございまして、それらは現在は債務でございましてけれども、本体の方の債権債務を清算いたしました段階で償

還されることになるというふうに考えております。

○谷口委員 これは多分九月末現在の、これは新聞報道でございまして、貸借対照表、BSから持ってきたのだと思ひますが、簿外負債がない限り、これ以上の資産は多分ないと思ひます。むしろ毀損する部分が資産の方で出てくる可能性が一般的にはございまして、ですから、今のBS上一千億ということとは、一千億よりも減る可能性があるという場合の方が多いわけでございまして、そのような状況の中で一兆一千億の特融は、今現状の中で考えますと、到底全額回収できないだろうというように思ひわけでございまして。

それで、その次に考えますのは、今まだ任意組合的な寄託証券補償基金、これを法制化しようという動きがどうもあるようでございまして、これに資金を投入して、その寄託証券補償基金が山一に對して提出し、その提出したものを日銀の特融で回収するのかな、それぐらいしか回収はできないだろうなというように私は考えております。また、それに付け加えて中央銀行の役割、金制調査中を見ますと、「明白に回収不能なケースについての損失補填は、金融機関のモラルハザードを避けるためにも行うべきではない。このようになつていきます。また、資金供与を行う場合の四原則もございまして。この中に一言も債務超過という状況の中での債務超過という文言が出てきたのか。回収できるかどうかという判断が一番問題であつて、債務超過であるかどうかということはこの際余り問題ではないのではないかと。このように思ひわけでございまして、これについて。

○松下参考人 御指摘のように、現状、仮に債務超過でありましても、例えば銀行の場合でございまして、預金保険機構からの支援を受け、また自己の資産を処分する、これらのかわり金の収入を合算いたしますと、最終的には、日本銀行の行います特融の返済が可能である。こういった場合には、現状、債務超過でありましても、その返済の

計画あるいは破綻の処理計画がきちんとしたものでございまして、私どもは回収可能と判断することとができるわけでございまして。

○谷口委員 私が申し上げました、その前の質問ですね。要するに、一千億の資産に對して一兆一千億の特融がある。この回収の問題について、そうしたら、証券局長。

○長野政府委員 山一証券の財務の問題でございまして、山一証券の最新時点のバランスシートは二十五日の臨時報告書でございまして。そこにおきまして、九月份末決算で四千三百億ございまして資産勘定が、御指摘のとおり一千億ということになつておる。これを總裁がそれだけの資産超過とおつしやつておられます。

そこで、この一千億の資産超過である状態と、御指摘の一兆一千億の日銀からの借り入れというものの関連でございまして、細かな計数は精査しておりませんが、一兆一千億の日銀借り入れは二つの道に今使われておるわけでございまして、一つはほかの債務の返済に充てられておる。これは内外の。したがつて、その部分は日銀からの債務になつておりますけれども、ほかの債務が減少しておる。バランスシート上は債務全体として変更はない。もう一つは、現場におきまして現金の手当てのために貸し出しが行われておりまして、これは、山一証券の支店におきまして支払いに備えた現金として積み立てられておりまして、これは資産が膨らんでおります。

したがひまして、一兆一千億というのは、十一月二十五日のバランスシートとの関係でいへば、債務が、他の債務者から日銀特融の債務に切りかわつておる、あるいは資産勘定において現金が積み上がつておるという状態をございまして、一千億の資産超過の状態に変更を及ぼすものではないというのを御理解願ひたいと存じます。

○谷口委員 一つは、今証券局長おつしやつたように、じゃ現金の積み上げはどのくらいあつたのか、また他の債務についてはどのくらいあつたのか、これを御報告をお願いしたいと思ひんで

か、これを御報告をお願いしたいと思ひんで

○長野政府委員 ただいまさまざまな繁忙の中で日々行つておりますから、計数は把握しておりません。計数が把握できる時点になりましたら、御報告できると存じます。

○谷口委員 債務超過でないということを従来から日銀總裁談話の中でおつしやつておりますし、山一に對する特融を發動する一つの大きな根拠としておつしやつておるわけでございまして、ですから、私が申し上げておるの、債務超過でないから全額が回収できるわけではないですよ。一般的な議論を聞いておりますと、どうも新聞報道を見ましても、きょうの産経新聞の朝刊も、債務超過でないから日銀特融は全額回収できるんだというようなお話をございまして、決してそんなことはありませぬ。財務状況が問題なのであつて、返済原資があるかないかということとでございまして、そういうおつしやり方をされますと、逆に国民が混乱をするのではないかと。

また、それに付け加えて山一の最近の財政状況、私がさつき申し上げました、証券局長おつしやつたように、今一千億の純資産がある。一千億しかないわけですから、逆に言う。これが、昨日の予算委員会の御答弁で總裁は、ちよつと私もそのことを聞いておらなかつたわけでございまして、どうも飛ばし、簿外負債が二千六百億と言われておるが、調査した結果、これが膨らむ可能性がある。膨らむ可能性ありませんか、御答弁お願いいたします。

○松下参考人 簿外負債の内容については私もまだ承知をいたしておりませんので、この点についてはお答えで触れたことはございせん。

○谷口委員 そうじやないというようにされたので私お聞きしたのですが、簿外債務が、今証券取引監視委員会の方で調査なされておるようでございますが、これも一般的に、東洋経済あたりは五千億ぐらいある、このように報道しております。そうしますと、一遍に債務超過になつちゃうわけ

第五十八條第二項第二号中「これら」を「これ」に改め、同項第五号中「当該担保権の目的となつてゐる預金等に係る債権の類から当該担保権に係る被担保債権の額を控除した額（次号において「担保余力額」という。）の大きいものを先とする」を「機構が指定するものとする」に改め、同項第六号を削る。

第五十九條第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「救済金融機関又は破綻金融機関の」を「合併等」第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める」に、「同項」を「第一項」に改め、「うちに」の下に「合併等に係る」を加え、「当該救済金融機関」を「当該合併等に係る救済金融機関」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第四項とする。

一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産（当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）
二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産（当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）
三 第二項第三号に掲げる営業譲渡等 同号の他の金融機関の資産で当該営業譲渡等により譲り受けたもの
四 第二項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関の資産

第五十九條第一項の次に次の二項を加える。
2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併
二 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併
三 営業譲渡等で破綻金融機関がその営業の全部（当該破綻金融機関の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる

資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に譲渡するもの
四 破綻金融機関の株式の他の金融機関による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として大蔵大臣が定めるものを実施するために行うもの

3 第一項に規定する資金援助のうち前項第二号に掲げる合併を援助するために行うものは、救済金融機関又は当該合併により設立される金融機関に対して行うものとし、当該合併を行う金融機関のうち二以上の救済金融機関がある場合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の救済金融機関の連名で行うものとする。
第六十條第一項中「前条第四項に規定する合併等（以下「合併等」という。）を援助するため救済金融機関」を「合併等を援助するため当該合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）」に改める。
第六十一條第一項及び第二項中「金融機関」を「破綻金融機関及び救済金融機関」に改める。
第六十二條第一項中「合併等」の下に「第五十九條第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、」を加え、同条第三項中「対し」の下に「当該あつせんに係る」を加える。
第六十三條第三項中「第五十九條第四項第一号」を「第五十九條第三項第一号」に改める。
第六十四條第一項中「第二項」を「第四項」に改める。

第六十八條第一項中「合併」の下に「第五十九條第二項第二号に掲げるもの及び」を加える。
附則第六條の次に次の七條を加える。
(業務の特例)
第六條の二 機構は、当分の間、第三十四條に規定する業務のほか、次条から附則第六條の八までの規定による資金援助及び附則第七條の規定による業務を行うことができる。
(特定合併のあつせん)
第六條の三 大蔵大臣は、平成十三年三月三十一日までを限り、二以上の破綻金融機関のそれぞれ

れについて、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その破綻金融機関が業務を行つてゐる地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該二以上の破綻金融機関に対し、書面により、特定合併（二以上の破綻金融機関を全部の当事者とする合併）（当該合併により金融機関を設立するものに限る）をいう。以下同じ。のあつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんを行うことができる特定合併は、機構による資金援助を得て行われることが預金者等の保護に不可欠であるものに限るものとする。
3 大蔵大臣は、第一項のあつせんを行うときは、当該あつせんに係る破綻金融機関に対し、当該あつせんが特定合併のあつせんであることを明らかにしなければならない。
4 第六十一條第四項及び第六項の規定は、大蔵大臣が第一項のあつせんを行う場合について準用する。
(特定合併への資金援助の申込み)
第六條の四 前条第一項のあつせんを受けた破綻金融機関は、当該あつせんを受けた日から一年以内に限り、機構が、当該あつせんに係る特定合併を援助するため、当該破綻金融機関又は当該特定合併により設立される金融機関に対して資金援助を行うことを、連名で機構に申し込むことができる。

2 第五十九條第五項の規定は、前項の規定による申込みを行った破綻金融機関について準用する。
第六條の五 大蔵大臣の指定する金融機関等で附則第六條の三第一項のあつせんに係る特定合併により設立される金融機関に対し当該特定合併を援助するため資金の貸付け又は預入れを行うものは、当該あつせんが行われた日から一年以内に限り、機構が資金援助（金銭の贈与、資産の買取り及び債務の引受けを除く。）を行うこと

を、機構に申し込むことができる。
2 第六十條第二項の規定は、前項の規定による申込みを行った金融機関等について準用する。
(大蔵大臣の承認)
第六條の六 附則第六條の四第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る特定合併については、当該特定合併に係る破綻金融機関は、これらの規定による申込みの時までに、当該特定合併により設立される金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として大蔵大臣が定めるものの実施計画を策定し、大蔵大臣の承認を受けなければならない。
2 前項の承認の申請は、同項の特定合併に係る破綻金融機関の連名で行わなければならない。
3 第六十一條第四項及び第六項の規定は、大蔵大臣が第一項の承認をする場合について準用する。
(破綻金融機関が信用協同組合である場合の特例)
第六條の七 都道府県知事は、破綻金融機関に該当する信用協同組合を全部又は一部の当事者とする特定合併が機構による資金援助を得て行われることが適当であると認めるときは、大蔵大臣に対し、附則第六條の三第一項のあつせんを行うことを要請することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による要請を受けた場合に限り、同項の信用協同組合を全部又は一部の当事者とする特定合併に係る附則第六條の三第一項のあつせんを行うことができる。
3 第六十三條第五項の規定は、第一項の要請があつた場合について準用する。
(準用)
第六條の八 第六十四條の規定は附則第六條の四第一項又は附則第六條の五第一項の規定による申込みがあつた場合について、第六十五條及び第六十六條の規定は附則第六條の三第一項のあつせんを受けた金融機関について、それぞれ準用する。
附則第七條の見出しを「協定銀行に係る業務の

第一類第五号 大蔵委員会議録第八号 平成九年十二月二日

特例」に改め、同条第一項中、「当分の間、第三十四条に規定する業務のほか」を削る。

附則第十條第一項中「第六十四條第一項」の下に「(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五項中「第六十四條第四項」及び「第六十五條の下に(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第十六條第一項中「第二項又は第六十條第一項」を「第四項、第六十條第一項、附則第六條の四第一項又は附則第六條の五第一項」に改め、「第六十四條第一項」の下に「(附則第六條の八において準用する場合を含む。第五項において同じ。)」を加え、同条第二項中「合併等」の下に「又は特定合併」を加え、同条第五項中「第六十四條第二項」の下に「(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」を、「合併等」の下に「又は特定合併」を加え、「同条第一項」を「第六十四條第一項」に改める。

附則第十八條第一項第一号中「業務」の下に「及び附則第六條の二に規定する資金援助」を、「特別資金援助」の下に「(当該特別資金援助に係る破綻金融機関に信用協同組合が含まれている場合には、当該信用協同組合に係る部分を除く。)」を加え、同条第二項第一号中「業務」の下に「及び附則第六條の二に規定する資金援助」を、「特別資金援助」の下に「(当該特別資金援助に係る破綻金融機関に信用協同組合以外の金融機関が含まれている場合には、当該信用協同組合以外の金融機関に係る部分を除く。)」を加える。

附則第二十三條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 附則第六條の二に規定する資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第十五條の適用については、同条中「次章及び第四章」とあるのは、「次章、第四章及び附則第六條の八において準用する第六十四條第一項」とする。

二 第四十二條の規定の適用については、同条第一項中「第三十四條第二号から第五号まで

に掲げる業務」とあるのは、「第三十四條第二号から第五号までに掲げる業務及び附則第六條の二に規定する資金援助」とする。

三 第五十條第二項第二号の規定の適用については、同条中「第六十五條に規定する適格性の認定等」とあるのは「第六十五條に規定する適格性の認定等又は附則第六條の六第一項に規定する承認」と、「当該適格性の認定等」とあるのは「当該適格性の認定等又は当該承認」とする。

四 第五十六條第一項第三号若しくは第四号又は第三項第三号若しくは第四号の規定の適用については、これらの規定中「第一種保険事故の発生した金融機関を一部当事者」とあるのは「第一種保険事故の発生した金融機関を全部若しくは一部の当事者」と、「合併又は」とあるのは「合併又は当該金融機関を一部の当事者」と、「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六條第一項(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」とする。

五 第五十六條第四項の規定の適用については、同条中「第五十九條第五項、第六十條第二項、第六十一條第四項、第六十三條、第六十四條第三項、第六十六條第一項、第六十八條第三項及び第八十一條の三第三項」とあるのは、「第五十九條第五項(附則第六條の四第二項において準用する場合を含む。)、第六十條第二項(附則第六條の五第二項において準用する場合を含む。)、第六十一條第四項(附則第六條の六第三項において準用する場合を含む。)、第六十三條、第六十四條第三項、第六十六條第一項、第六十八條第三項及び第八十一條の三第三項並びに附則第六條の七第一項及び第二項」とする。

六 第八十七條の規定の適用については、同条第二号中「第五十六條第四項」とあるのは「附則第二十三條第二項第四号の規定により読み替えて適用する第五十六條第一項又は第三項の規定による決定をしたときに、附則第二十三條第二項第五号の規定により読み替えて適用する第五十六條第四項」と、「第六十四條第三項」とあるのは「第六十四條第三項(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」とする。

則第二十三條第二項第四号の規定により読み替えて適用する第五十六條第一項又は第三項の規定による決定をしたときに、附則第二十三條第二項第五号の規定により読み替えて適用する第五十六條第四項」と、「第六十四條第三項」とあるのは「第六十四條第三項(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」とする。

七 第九十一條の規定の適用については、同条第三号中「第三十四條に規定する業務」とあるのは、「第三十四條に規定する業務及び附則第六條の二に規定する資金援助」とする。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の一部改正)

第三条 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律(平成九年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第三十七條中預金保険法第五十九條の改正規定を次のように改める。

第五十九條第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

6 機構は、第一項又は第四項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第三十七條のうち、預金保険法第六十條の改正規定中「第六十條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同法第六十三條の改正規定中「中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「第五十九條第四項第一号」を「第五十九條第五項第一号」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項及び第六項を、「第三

項、第四項及び第六項」に改め、同法第九十一條に一号を加える改正規定中「第五十九條第四項」を「第五十九條第六項」に改める。

第三十七條中預金保険法第九十一條に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第六條の三第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「及び第六項」を、「第六項及び第七項」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第六條の四第二項を次のように改める。

2 第五十九條第五項の規定は前項の規定による申込みを行った破綻金融機関について、同条第六項の規定は機構が前項の規定による申込みを受けた場合について、それぞれ準用する。

附則第六條の五第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第六十條第二項の規定は前項の規定による申込みを行った金融機関等について、同条第三項の規定は機構が前項の規定による申込みを受けた場合について、それぞれ準用する。

附則第六條の六の見出し及び同条第一項中「大蔵大臣の承認」を「内閣総理大臣の承認」に改め、同条第三項中「及び第六項」を、「第六項及び第七項」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第六條の七第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十七條中預金保険法附則第二十二條第一項の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十三條第二項第四号中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項第五号中「第五十六條第四項」を「第五十六條第五項」に、「第八十一條の三第三項」を「第八十一條の三第四項」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第五十六條第四項」を

「第五十六條第五項」に、「又は第三項」を、又は第四項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 第六十七條の二の規定の適用については、同条中「適格性の認定等」とあるのは「適格性の認定等又は附則第六條の第三項の規定によるあつせん」と、「合併等」とあるのは「合併等又は同項に規定する特定合併」とする。

理由

最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関に係る合併等に対し預金保険機構が適時適切な資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡大する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年十二月十六日印刷

平成九年十二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K